

# 第 52 期平成 30 年度第 6 回

## 香川地方最低賃金審議会

### 会 議 次 第

平成 30 年 11 月 29 日 (木)

高松サポート合同庁舎 702 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 平成 30 年度最低賃金の改定状況について

(2) その他

3 閉 会

# 第 52 期平成 30 年度第 6 回

## 香川地方最低賃金審議会

### 資 料 目 次

1	第 5 2 期香川地方最低賃金審議会委員名簿	01
2	香川県の最低賃金	03
3	平成 30 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況	05
4	香川県最低賃金の改正決定	
(1)	香川県最低賃金 (答申文)	07
(2)	当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (答申文)	11
5	特定 (産業別) 最低賃金の改正決定	
(1)	最低賃金の改正決定の必要の有無について (答申文)	13
(2)	香川県冷凍調理食品製造業最低賃金 (答申文・報告文)	15
(3)	香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (答申文・報告文)	21
(4)	香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (答申文・報告文)	27
(5)	香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (答申文・報告文)	33
6 (1)	香川県の特定最低賃金の推移	39
(2)	特定最低賃金対象業種の状況	41
7	すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました	43
8	平成 30 年度特定 (産業別) 最低賃金審議・決定状況 (都道府県別)	45

## 第52期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

平成30年4月21日現在

香川労働局

区分	氏名	現職	備考
公益代表表	あずま けいすけ ○東 圭介	公認会計士 税理士 社会保険労務士	
	かぶけ のぶひろ 籠池 信宏	籠池法律事務所 弁護士	
	さかわ ゆかこ 佐川 友佳子	関西大学法科大学院 教授 香川大学法学部 非常勤講師	
	たかつか じゅんこ 高塚 順子	高松短期大学 秘書科 教授	
	まつうら あきはる ◎松浦 明治	松浦法律事務所 弁護士	
労働者代表表	おおしま みさし 大島 幹敏	UAゼンセン香川県支部 支部長	
	たき なおこ 瀧 菜穂子	四国労働金庫労働組合香川県支部 副支部長 日本労働組合総連合会香川県連合会女性委員会 事務局長	
	たていし たける 立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長	
	つちだ かずき 土田 和樹	電機連合東四国地方協議会 兼 電機連合香川地域協議会 事務局長	
	なかむら とおる 中村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長	
使用者代表表	あべ ただゆき 安部 忠之	四国ドック株式会社業務統括部 総務部長	
	あやだ しょうこ 綾田 正子	綾田電機株式会社 代表取締役 昭和電装株式会社 代表取締役	
	とくに せいじ 友國 誠二	株式会社トモクニ 代表取締役社長	
	はまだ とおる 濱田 徹	四国フクスケ株式会社 顧問	
	ふけ しょういち 福家 正一	香川県経営者協会 専務理事	
任命年月日	平成29年4月21日 (任期は、平成31年4月20日まで) (※公益代表の籠池委員は平成30年4月21日、労働者代表の中村委員は平成29年6月15日、立石委員は平成30年2月1日、大島委員は平成30年10月16日任命 任期は同じく平成31年4月20日まで)		

チェックしなくちゃ。最低賃金

## 香川県の最低賃金

## ◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	<b>792円</b>	平成30年10月1日

## ◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
冷凍調理食品製造業最低賃金	<b>793円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成30年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	<b>915円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成30年12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	<b>928円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成30年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  (*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	<b>862円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	平成30年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

## 【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

・観音寺 0875-25-2138

・丸亀 0877-22-6244

・東かがわ 0879-25-3137

・坂出 0877-46-3196

## 平成30年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

香川労働局

区 分	開 催 月 日 と 主 な 議 題			
香川地方 最低賃金審議会	① H30年7月4日 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議 ・議事録署名委員の指名 ・香川県最賃の改正諮問	② H30年7月23日 ・参考人意見聴取 ・今後の審議日程	③ H30年8月1日 ・中賃の目安伝達 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無の諮問 ・今後の審議日程	④ H30年8月6日 ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額792円 (+26円、3.39%アップ) ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃の改正諮問
	⑤ H30年8月22日 ・香川県最賃の答申内容に係る異議申出について審議 ・H30.8.6付け答申どおり決定することが適当との答申	⑥ H30年11月29日 ・香川県及び全国の地域別最賃、特定最賃の改定状況報告	⑦ H31年3月中旬 ・2019年度特定最賃改正等の意向確認 ・2019年度審議の進め方等(案)の審議	
29.4.21 委員委嘱				
運営小委員会 30.7.4 委員指名	① H30年8月1日 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無審議			
公益委員会				
実地視察	H30年9月10日 ・事業場視察			
香川県最低賃金 H30.7.19 委員委嘱	① H30年7月23日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・生活保護関連資料説明 ・議事録署名委員の指名 ・今後の審議日程	② H30年8月1日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ H30年8月3日 ・金額審議	④ H30年8月6日 ・金額審議 ・反対3、賛成5で結審 本審へ報告 報告内容、時間額792円 (+26円、3.39%アップ) 平成30年10月1日効力発生
	冷凍調理食品製造業最低賃金 H30.8.27 委員委嘱	① H30年10月1日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名	② H30年10月9日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ H30年10月11日 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給793円 (+26円 3.39%アップ) H30.12.15 指定日発効
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 H30.8.27 委員委嘱	① H30年10月1日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名	② H30年10月9日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ H30年10月15日 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給915円 (+25円 2.81%アップ) H30.12.15 指定日発効
	船舶製造・修理業、船用機低賃金 H30.8.27 委員委嘱	① H30年10月1日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名	② H30年10月2日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ H30年10月10日 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給928円 (+25円 2.77%アップ) H30.12.15 指定日発効
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 H30.8.27 委員委嘱	① H30年10月1日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名	② H30年10月15日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ H30年10月16日 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給862円 (+21円 2.50%アップ) H30.12.15 指定日発効

平成30年8月6日

香川労働局長  
亀澤典子殿

香川地方最低賃金審議会  
会長 松浦明 治



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成30年7月4日付け香労発基0704第5号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、平成28年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額742円）は、平成28年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むことを強く要望する。

## 香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 792円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成30年10月1日 指定日発効とする

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 742円
- (3) 発 効 日 平成28年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者  
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成28年度
- (3) 生活保護水準（平成28年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,517円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$742\text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824\text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 106,263\text{円}$$



平成 30 年 8 月 22 日

香川労働局長

亀澤 典子 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

平成 30 年 8 月 22 日貴職から、8 月 16 日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

平成 30 年 8 月 6 日付け答申どおり決定することが適当である。

平成30年8月6日

香川労働局長

亀澤典子 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治



最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成30年8月1日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

平成 30 年 10 月 11 日

香川 労働 局長  
    亀澤 典子 殿

香川地方最低賃金審議会  
会 長 松浦 明治



香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 30 年 8 月 6 日付け香労発基 0806 第 5 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 793円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成30年12月15日）

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

平成30年10月1日 (高松サポート合同庁舎702会議室)

- 1 部会長に東委員、部会長代理に高塚委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名

第2回専門部会開催

平成30年10月9日 (香川労働局第1会議室)

- 1 参考人意見聴取
- 2 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 3 金額審議

第3回専門部会開催

平成30年10月11日 (香川労働局第1会議室)

- 1 金額審議 (公益案提示)
- 2 結論に達したので報告文及び答申文作成
- 3 答 申

平成 30 年 10 月 11 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会

部会長 東 圭 介

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 30 年 8 月 6 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

東 圭 介

籠池 信宏

高塚 順子

労働者代表委員

楠本 敏久

國方 利泰

林 泰宏

使用者代表委員

大麻 素久

濱田 徹

横山 正久

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 793円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成30年12月15日）

平成 30 年 10 月 15 日

香川労働局長  
亀澤典子 殿

香川地方最低賃金審議会  
会長 松浦明倫



香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具  
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 30 年 8 月 6 日付け香労発基 0806 第 5 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。



香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 915 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成30年12月15日）

香川県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、  
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

平成30年10月1日 (高松サポート合同庁舎702会議室)

- 1 部会長に高塚委員、部会長代理に松浦委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 審議日程の調整

第2回専門部会開催

平成30年10月9日 (香川労働局第1会議室)

- 1 参考人意見聴取
- 2 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 3 金額審議

第3回専門部会開催

平成30年10月15日 (香川労働局第1会議室)

- 1 金額審議
- 2 金額審議 (公益案提示)
- 3 結論に達したので報告文及び答申文作成
- 4 答 申

平成 30 年 10 月 15 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、  
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 高塚 順子

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具  
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 30 年 8 月 6 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。  
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

籠池 信宏

末沢 章伸

川西 英忠

高塚 順子

中村 亨

近澤 亨

松浦 明治

山中 功

村上 康裕

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 915 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成30年12月15日）。

平成 30 年 10 月 10 日

香川労働局長 亀澤 典子 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治



香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 30 年 8 月 6 日付け香労発基 0806 第 5 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業，船用機関製造業，当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 928円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成30年12月15日）

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

平成30年10月1日 (高松サンポート合同庁舎702会議室)

- 1 部会長に松浦委員、部会長代理に東委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名

第2回専門部会開催

平成30年10月2日 (高松サンポート合同庁舎702会議室)

- 1 参考人意見聴取
- 2 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 3 金額審議

第3回専門部会開催

平成30年10月10日 (香川労働局第1会議室)

- 1 金額審議 (公益案提示)
- 2 結論に達したので報告文及び答申文作成
- 3 答 申

平成30年10月10日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県船舶製造・修理業、

舶用機関製造業最低賃金専門部会

部会長 松浦明治

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成30年8月6日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭介

鞍井 尚治

安部 忠之

籠池 信宏

立石 猛

香西 祐司

松浦 明治

濱岡 光治

槇田 昂



香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 928円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成30年12月15日）

平成30年10月16日

香川労働局長  
亀澤典子 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治



香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成30年8月6日付け香労発基0806第5号をもって貴職から諮問の  
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達  
したので答申する。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 862 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成30年12月15日）

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

平成30年10月1日 (高松サンポート合同庁舎702会議室)

- 1 部会長に東委員、部会長代理に松浦委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 審議日程の調整

第2回専門部会開催

平成30年10月15日 (香川労働局第1会議室)

- 1 参考人意見聴取
- 2 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 3 金額審議

第3回専門部会開催

平成30年10月16日 (香川労働局第1会議室)

- 1 金額審議 (公益案提示)
- 2 結論に達したので報告文及び答申文作成
- 3 答 申

平成 30 年 10 月 16 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金専門部会

部会長 東 圭介

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 30 年 8 月 6 日付、香川地方最低賃金審議会において付託され  
た香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最  
低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達  
したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭介

門 裕介

木下 和洋

佐川 友佳子

土田 和樹

久保 仁

松浦 明治

真鍋 貴光

福家 正一

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 862 円

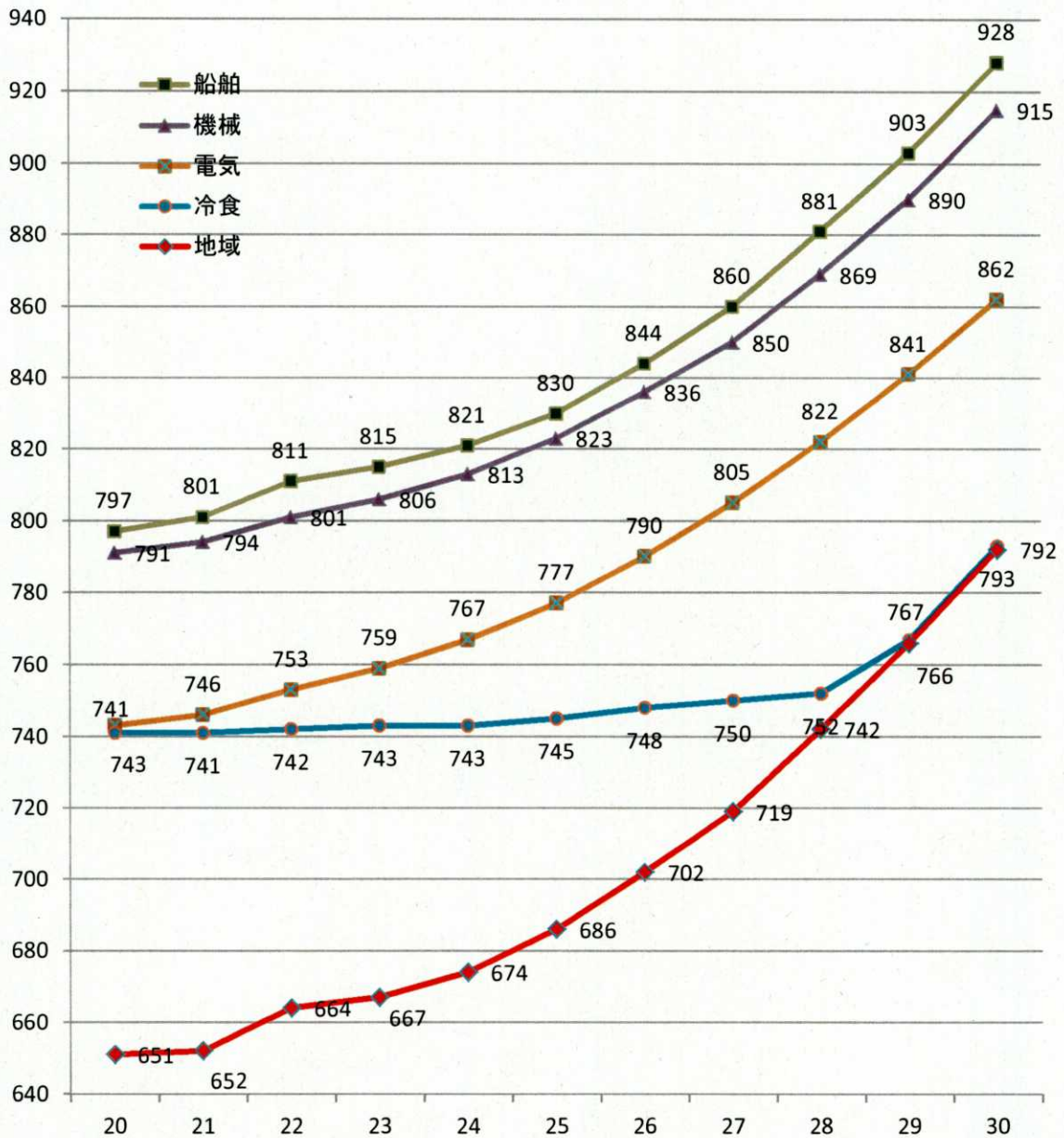
5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成30年12月15日）

香川県の特定最低賃金の推移



年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
船舶	797	801	811	815	821	830	844	860	881	903	928
機械	791	794	801	806	813	823	836	850	869	890	915
電気	743	746	753	759	767	777	790	805	822	841	862
冷食	741	741	742	743	743	745	748	750	752	767	793
地域	651	652	664	667	674	686	702	719	742	766	792

## 特定最低賃金対象業種の状況

## 1 適用事業場数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
冷食	24	24	52	47	47	48	49
機械	300	291	281	339	338	341	337
船舶	210	200	211	158	169	201	199
電気	119	115	122	145	145	129	130

## 2 基幹労働者数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
冷食	909	901	1,691	1,523	1,438	1,600	1,886
機械	6,503	5,619	5,509	6,268	6,274	6,735	6,663
船舶	3,688	4,046	4,320	4,471	4,430	4,308	4,310
電気	2,841	2,751	3,119	4,203	5,144	5,421	4,278

## 3 申出者が代表する基幹労働者数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
冷食		521	502	496	593	651	607
機械	2,115	2,197	2,455	2,640	2,731	2,774	2,708
船舶	2,311	2,154	1,760	1,764	2,025	2,057	2,060
電気	2,124	2,100	2,009	1,938	1,971	1,835	1,827

## 4 影響率(( )内は未満率)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
県最賃	2.0% (1.3%)	1.7% (0.8%)	3.5% (0.5%)	2.8% (1.7%)	4.5% (1.2%)	6.6% (1.1%)	6.5% (1.6%)

## 基幹労働者

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
冷食		6.4% (5.9%)	6.6% (6.4%)	3.5% (3.0%)	6.0% (4.1%)	5.6% (2.7%)	6.7% (2.1%)
機械	3.5% (2.9%)	4.3% (3.9%)	4.0% (3.2%)	3.1% (2.6%)	4.7% (3.2%)	6.5% (3.9%)	3.5% (1.9%)
船舶	4.0% (2.6%)	2.8% (2.2%)	5.0% (2.5%)	4.9% (1.3%)	4.1% (3.9%)	7.5% (3.9%)	5.6% (2.7%)
電気	6.7% (5.7%)	2.9% (2.9%)	4.9% (2.5%)	8.0% (1.6%)	7.3% (4.8%)	9.4% (6.4%)	5.0% (2.7%)

## 5 中位数(単位円)全労働者

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
冷食	867	857	888	877	978	897	946
機械	1,266	1,283	1,249	1,282	1,351	1,309	1,313
船舶	1,455	1,406	1,392	1,313	1,470	1,350	1,440
電気	1,152	1,181	1,190	1,196	1,275	1,243	1,220

\* 賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額。

## 6 各年の引上げ額の推移(単位円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中賃目安(〇ランク)	4	10	14	16	22	24	25
目安上積額	+3	+2	+2	+1	+1	±0	+1
県最賃	7	12	16	17	23	24	26
冷食	0	2	3	2	2	15	26
機械	7	10	13	14	19	21	25
船舶	6	9	14	16	21	22	25
電気	8	10	13	15	17	19	21



報道関係者 各位

平成 30 年 8 月 10 日

【照会先】

労働基準局 賃金課

課 長 武田 康祐

副主任中央賃金指導官 伊勢 久忠

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5531、5546)

(直通電話) 03(3502)6758

**すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました****～答申での全国加重平均額は昨年度から 26 円引上げの 874 円～**

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した平成 30 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7 月 26 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会でも調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月中旬までの間に順次発効される予定です。

**【平成 30 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】**

- ・改定額の全国加重平均額は 874 円（昨年度 848 円）
- ・全国加重平均額 26 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降最大の引上げ
- ・最高額（東京都 985 円）に対する最低額（鹿児島県 761 円）の比率は、77.3%（昨年度は 76.9%。なお、この比率は 4 年連続の改善）、また、引上げ額の最高（27 円）と最低（24 円）の差が 3 円に縮小（昨年度は 4 円）
- ・東北、中四国、九州などを中心に中央最低賃金審議会の目安額を超える引上げ額が 23 県（平成 27 年度以降最多。昨年度は 4 県）

(別紙) 平成 30 年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

## 平成30年度地域別最低賃金時間額答申状況

都道府県名	答申された改定額 【円】※1	引上げ額 【円】	目安額との比較 【円】	発効予定年月日※2
北海道	835 (810)	25	±0	平成30年10月1日
青森	762 (738)	24	+1	平成30年10月4日
岩手	762 (738)	24	+1	平成30年10月1日
宮城	798 (772)	26	+1	平成30年10月1日
秋田	762 (738)	24	+1	平成30年10月1日
山形	763 (739)	24	+1	平成30年10月1日
福島	772 (748)	24	+1	平成30年10月1日
茨城	822 (796)	26	±0	平成30年10月1日
栃木	826 (800)	26	±0	平成30年10月1日
群馬	809 (783)	26	+1	平成30年10月6日
埼玉	898 (871)	27	±0	平成30年10月1日
千葉	895 (868)	27	±0	平成30年10月1日
東京	985 (958)	27	±0	平成30年10月1日
神奈川	983 (956)	27	±0	平成30年10月1日
新潟	803 (778)	25	±0	平成30年10月1日
富山	821 (795)	26	±0	平成30年10月1日
石川	806 (781)	25	±0	平成30年10月1日
福井	803 (778)	25	±0	平成30年10月1日
山梨	810 (784)	26	±0	平成30年10月3日
長野	821 (795)	26	±0	平成30年10月1日
岐阜	825 (800)	25	±0	平成30年10月1日
静岡	858 (832)	26	±0	平成30年10月3日
愛知	898 (871)	27	±0	平成30年10月1日
三重	846 (820)	26	±0	平成30年10月1日
滋賀	839 (813)	26	±0	平成30年10月1日
京都	882 (856)	26	±0	平成30年10月1日
大阪	936 (909)	27	±0	平成30年10月1日
兵庫	871 (844)	27	+1	平成30年10月1日
奈良	811 (786)	25	±0	平成30年10月4日
和歌山	803 (777)	26	+1	平成30年10月1日
鳥取	762 (738)	24	+1	平成30年10月4日
島根	764 (740)	24	+1	平成30年10月1日
岡山	807 (781)	26	+1	平成30年10月1日
広島	844 (818)	26	±0	平成30年10月1日
山口	802 (777)	25	±0	平成30年10月1日
徳島	766 (740)	26	+1	平成30年10月1日
香川	792 (766)	26	+1	平成30年10月1日
愛媛	764 (739)	25	+2	平成30年10月1日
高知	762 (737)	25	+2	平成30年10月5日
福岡	814 (789)	25	±0	平成30年10月1日
佐賀	762 (737)	25	+2	平成30年10月4日
長崎	762 (737)	25	+2	平成30年10月6日
熊本	762 (737)	25	+2	平成30年10月1日
大分	762 (737)	25	+2	平成30年10月1日
宮崎	762 (737)	25	+2	平成30年10月5日
鹿児島	761 (737)	24	+1	平成30年10月1日
沖縄	762 (737)	25	+2	平成30年10月3日
全国加重平均額	874 (848)	26	—	—

※1 括弧書きは、平成29年度に改定された地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性あり。



平成30年度 特定最低賃金の審議・決定状況

項番	都道府県	地域別 業 質	業 種	改定前額		改定額		引上げ額	申出	申出 種別	効力発生 予定日
				日額	時間額	日額	時間額				
156	和歌山	803	鉄鋼	-	895	821	+26	改正	協約	12/30	
157	和歌山		百貨店	-	810	830	+20	改正	公正	12/30	
158	鳥取	762	電気機械	-	774	790	+16	改正	協約	12/28	
159	鳥取		各種商品小売	-	716	-	-	無	-	-	
160	鳥取		鉄鋼	-	859	886	+27	改正	公正	11/24	
161	鳥取		一般機械	-	841	867	+26	改正	公正	11/25	
162	鳥取	764	電気機械	-	775	800	+25	改正	公正	12/9	
163	鳥取		輸送機械	-	833	858	+26	改正	公正	12/1	
164	鳥取		百貨店	-	750	-	-	無	-	-	
165	鳥取		自動車(新車)小売	-	812	838	+26	改正	協約	11/29	
166	岡山		産業	-	899	918	+19	改正	公正	12/20	
167	岡山		鉄鋼	-	916	939	+23	改正	協約	12/19	
168	岡山		一般機械	-	892	912	+20	改正	公正	-	
169	岡山	807	電気機械	-	830	854	+24	改正	公正	12/13	
170	岡山		輸送機械(自)	-	877	900	+23	改正	公正	12/16	
171	岡山		輸送機械(船)	-	909	931	+22	改正	協約	12/22	
172	岡山		各種商品小売	-	835	856	+21	改正	公正	12/26	
173	広島		鉄鋼	-	922	946	+24	改正	協約	-	
174	広島		金属製品	-	882	902	+20	改正	公正	-	
175	広島		一般機械	-	890	912	+22	改正	公正	-	
176	広島	844	電気機械	-	851	873	+22	改正	協約	-	
177	広島		輸送機械(自)	-	870	892	+22	改正	協約	-	
178	広島		輸送機械(船)	-	912	934	+22	改正	公正	-	
179	広島		各種商品小売	-	838	858	+20	改正	協約	-	
180	広島		自動車小売	-	888	890	+22	改正	公正	-	
181	山口		鉄鋼・非鉄金属	-	913	939	+26	改正	協約	12/15	
182	山口	802	電気機械	-	839	865	+26	改正	協約	12/15	
183	山口		輸送機械	-	883	909	+26	改正	協約	12/15	
184	山口		百貨店	-	795	822	+27	改正	協約	12/15	
185	徳島		木材	-	840	857	+17	改正	公正	12/21	
186	徳島	766	一般機械	-	877	900	+23	改正	公正	12/21	
187	徳島		電気機械	-	841	862	+21	改正	公正	12/21	
188	香川		食品	-	767	783	+26	改正	公正	12/15	
189	香川	782	一般機械	-	890	915	+25	改正	公正	12/15	
190	香川		電気機械	-	841	862	+21	改正	公正	12/15	
191	香川		輸送機械(船)	-	903	928	+25	改正	公正	12/15	
192	愛媛		製紙	-	869	894	+25	改正	公正	12/25	
193	愛媛		一般機械	-	877	902	+25	改正	協約	12/25	
194	愛媛	764	電気機械	-	849	870	+21	改正	協約	12/25	
195	愛媛		輸送機械(船)	-	886	910	+24	改正	公正	12/25	
196	愛媛		各種商品小売	-	772	789	+17	改正	公正	12/25	
197	高知		電気機械①	-	776	788	+12	改正	協約	12/30	
198	高知	762	電気機械②	-	-	-	-	無	-	-	
199	高知		一般貨物	-	910	-	-	改正	協約	-	
200	福岡		鉄鋼	-	927	950	+23	改正	協約	12/10	
201	福岡	814	電気機械	-	881	905	+24	改正	協約	12/10	
202	福岡		輸送機械	-	902	923	+21	改正	協約	12/10	
203	福岡		百貨店	-	846	867	+21	改正	協約	12/10	
204	福岡		自動車(新車)小売	-	892	915	+23	改正	協約	12/10	
205	佐賀		陶磁器	-	738	763	+25	改正	公正	12/6	
206	佐賀	762	一般機械	-	827	847	+20	改正	公正	12/28	
207	佐賀		電気機械	-	795	816	+21	改正	協約	12/26	
208	長崎		一般機械	-	846	861	+15	改正	公正	12/12	
209	長崎	762	電気機械	-	785	806	+23	改正	公正	12/27	
210	長崎		輸送機械(船)	-	846	861	+15	改正	協約	12/14	
211	熊本		電気機械	-	782	807	+25	改正	協約	12/15	
212	熊本	762	輸送機械	-	832	858	+26	改正	協約	12/15	
213	熊本		百貨店	-	740	765	+25	改正	協約	12/15	
214	大分		鉄鋼	-	887	915	+28	改正	協約	12/25	
215	大分		非鉄金属	-	866	886	+20	改正	協約	12/25	
216	大分	762	電気機械	-	784	807	+23	改正	公正	12/25	
217	大分		輸送機械(自・船)	-	833	853	+20	改正	公正	12/25	
218	大分		各種商品小売	-	716	-	-	改正	公正	-	
219	大分		自動車(新車)小売	-	799	821	+22	改正	公正	12/25	
220	宮崎		食品	-	678	-	-	改正	公正	-	
221	宮崎	762	電気機械	-	755	775	+20	改正	公正	12/29	
222	宮崎		各種商品小売	-	705	-	-	改正	協約	-	
223	宮崎		自動車(新車)小売	-	784	804	+20	改正	協約	12/16	
224	鹿児島		電気機械	-	765	788	+23	改正	協約	12/28	
225	鹿児島	761	百貨店	-	693	-	-	無	-	-	
226	鹿児島		自動車(新車)小売	-	799	821	+22	改正	協約	12/28	
227	沖縄		食品(畜)	-	683	-	-	無	-	-	
228	沖縄	762	食品(畜)	-	747	769	+22	改正	公正	11/25	
229	沖縄		食品(飲)	-	686	-	-	無	-	-	
230	沖縄		新聞	-	808	823	+15	改正	公正	11/15	
231	沖縄		各種商品小売	-	745	770	+25	改正	公正	11/23	
232	沖縄		自動車(新車)小売	-	750	770	+20	改正	公正	11/18	